

ポジティブリスト制度に関するこれまでの審議経緯等

- 平成15年 5月 改正食品衛生法公布
 6月 ポジティブリスト制度の導入について審議開始
 (薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会・乳肉水産食品部会合同部会)
 8月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
 (以下、「部会審議」という。)
 10月 暫定基準(第一次案)を公表、意見募集(3ヶ月間)
- 平成16年 4月 暫定基準(第一次案)への意見を踏まえ、部会審議開始
 5月 部会審議
 6月 部会審議
 8月 部会審議
 暫定基準(第二次案)、一律基準値(案)及び対象外物質(案)を公表、意見募集
 (3ヶ月間)
 12月 部会審議(欧州調査結果について報告)
- 平成17年 1月 暫定基準(第二次案)等への意見を踏まえ、部会審議開始
 3月 部会審議
 4月 部会審議
 内閣府食品安全委員会における調査審議
 食品安全委員会から厚生労働大臣に対し意見提出
 5月 部会審議
 暫定基準等(最終案)の公表
 6月 内閣府食品安全委員会における調査審議
 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告
 (暫定基準等の設定の考え方、暫定基準案等について説明)
 パブリックコメント(2ヶ月間)、WTO 通報(9週間)
 9月 部会審議
 部会審議(最終)
 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に諮問
 10月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議、答申
 内閣府食品安全委員会において経過報告
 11月 内閣府食品安全委員会において調査審議及び報告

平成17年11月29日 厚生労働省告示公布(周知期間として約6ヶ月間)

平成18年4月20日 食品安全委員会において調査審議

平成18年5月29日(*)ポジティブリスト制度の施行

(*)食品衛生法等の一部を改正する法律の公布日(平成15年5月30日)から起算して3年(平成18年5月29日)を超えない範囲内において政令で定める日